

〔事案 2025-47〕 新契約取消請求

・令和8年1月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和7年2月に契約した変額保険について、以下の理由により、契約を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)募集人から「この契約は貯蓄型であり、支払った保険料は運用に回される。その運用で得た利益はいつでも引き出せる」との説明を受けたが、実際には契約を一部解約等しなければならず、さらに一部解約もしくは保障の減額は一定期間を経過しなければ行うことができないものであり、募集人の説明内容は事実と異なっていた。
- (2)募集人は、説明の際、自作資料（タブレット端末内に入ったデータ形式のもの）を用いて申立人を誤認させた。
- (3)契約後に保険料の減額等を申し出た際、募集人から「契約間もないので、今の段階で減額等をされてしまうと自分の成績に傷がつくのもう少し待つて欲しい」と言われ、解約・減額等を受け付けてもらえなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、設計書および契約に際しての契約概要や注意喚起情報に関する資料を交付し説明している。当該書面において、保険期間の途中で解約または基本保険金額を減額する場合は、解約返戻金額が払込保険料総額よりも少ない金額となり不利益が生じる旨を説明している。募集人が上記説明をしていることからすると、募集人が説明内容と矛盾する「運用で得た利益はいつでも引き出せる」との説明をしたとは考えられない。
- (2)募集人が自作資料を用いて説明した事実はなく、タブレット端末で示した資料は当社において作成された資料である。
- (3)本契約締結後の令和7年2月に計3回の面談をした際、申立人は度々「この先保険料を支払っていけるか不安になる」旨述べていたが、募集人が改めて確認すると申立人は「今は保険料の支払いに全く問題はないし、貯蓄もできるときにしておきたい」と述べていた。募集人は、申立人から「(募集人に) 迷惑をかけたくないが、顧客都合で解約した場合に募集人にダメージがあるか」と聞かれ、一般論として「契約後間もない段階で減額等をされると募集人の成績に傷がつく」旨を回答したが、「どうしても契約を継続するのが難しいのであればすぐにでも解約ないしは減額してください」と伝え、遅くとも令和7年3月の面談までに解約請求書を申立人に送付した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、申立人の主張する事実等を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情

も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。